

よくあるお問合せ

※Ctrl キーを押しながら質問項目をクリックすると、該当する回答ページに移動します。

1. 公募全般について

- 【1-01】 研究領域はどのように決まりますか。
- 【1-02】 申請に当たって英語は使用可能でしょうか。
- 【1-03】 民間企業や NPO 法人が応募することは可能ですか。
- 【1-04】 応募の際、e-Rad への登録は必要ですか。
- 【1-05】 研究代表者及び研究分担者が所属する研究機関について、「研究に関する業務を行うもの」とありますが、業務の一部として研究が含まれている場合でも大丈夫でしょうか。
- 【1-06】 同時に複数枠への応募は可能ですか。（例、若手枠とミディアムファンディング枠など）
- 【1-07】 他のファンドで開発を予定しています。この開発評価、社会実装を加速させる観点で推進費を申請することは可能ですか。
- 【1-08】 テーマが異なっていれば他の競争的研究費と同時期の応募は可能ですか。
- 【1-09】 環境問題対応型研究（一般課題）や環境問題対応型研究（技術実証型）の研究開発を経ずに次世代事業へ申請することは可能ですか。
- 【1-10】 プレ審査とは何ですか。また、審査には環境省が参加するのでしょうか。
- 【1-11】 戦略的研究開発の課題にも関心があります。テーマリーダーに連絡をとっても構わないでしょうか。
- 【1-12】 翌年度も継続予定の課題の研究代表者が、戦略プロジェクトのサブテーマのリーダーとして公募することはできますか。
- 【1-13】 申請時の所属機関と研究開始時の研究機関が異なる研究者に関しては、どちらの機関において承認を得る必要がありますか。
- 【1-14】 人文・社会科学系の応募は可能ですか。
- 【1-15】 所属機関の承認書、研究参画に係る承諾・承認書等の提出は必要ですか。
- 【1-16】 環境問題対応型研究の中には一般課題の他に、技術実証型、ミディアムファンディング枠がありますが、それぞれ該当する申請書はどれでしょうか。
- 【1-17】 ミディアムファンディング枠は各年度の応募額が 2,000 万円以下であれば自動でミディアムファンディング枠となるという理解でよいですか。
- 【1-18】 環境問題対応型研究（技術実証型）もミディアムファンディング枠での申請は可能ですか。
- 【1-19】 枠ごとに年間支援上限額が明示されていますが、下限額は設定されていますか。

【1-20】複数年契約（基本2年）となっていますが、単年度の申請も可能ですか。必ず複数年とする必要がありますか。

【1-21】現在、研究機関と雇用関係にありません。申請は可能ですか。

2. 研究体制について

【2-01】海外の研究機関との共同研究はできますか。

【2-02】本事業に採択された場合、その経費で本業務に従事する研究者を新たに採用することを考えています。現時点では採択も不明なため、採用者は未定ですが、採用された場合、研究分担者になると考えられます。そのような場合、研究計画書または組織として、どのように記載しておけばよいでしょうか。

【2-03】1つの機関で申請しても構いませんか。

【2-04】同じ研究機関から複数の応募をすることはできますか。

【2-05】現在推進費研究で研究分担者となっている研究者が応募することは可能ですか。

【2-06】複数のサブテーマを必ず設定しなければならないのでしょうか。

【2-07】サブテーマを2つ以上設定する場合には、研究代表者がいずれかのサブテーマリーダーを兼任するのでしょうか。

【2-08】サブテーマはいくつまで設定することができますか。また、研究分担者は何人まで増やして良いのでしょうか。

【2-09】サブテーマを設定する際に気を付けることはありますか。

【2-10】同じ大学で研究チームを作る場合、研究代表者が行う研究以外にサブテーマを設定することができますか。

【2-11】戦略的研究課題のサブテーマでも複数機関の参画は可能ですか。その場合は、全ての分担機関で共同実施契約を結ぶ必要がありますか。

3. 重点課題・行政要請研究テーマ（行政ニーズ）について

【3-01】重点課題と行政要請研究テーマ（行政ニーズ）は必ず選択しなければならないのでしょうか。

【3-02】重点課題を複数選択することはできますか。また、申請書にはどの様に記載すればよいですか。

【3-03】行政要請研究テーマ（行政ニーズ）について詳しく知りたい場合、環境省のどこに連絡すればよいですか。また、行政推薦はどのような仕組みですか。

【3-04】行政推薦について、行政要請研究テーマ（行政ニーズ）に合致している場合のみ推薦されるのですか。

4. 契約・経費について

【4-01】聴講のみの学会参加費の計上はできませんか。

【4-02】採択時の予算額の提示後にも金額は変更されるでしょうか。

【4-03】私立大学で、人件費を支払うことは可能ですか。また民間企業では可能ですか。

【4-04】人件費の割合が何%以下でないといけないという基準はありますか。

【4-05】ポスドクを雇うことは可能ですか。

【4-06】一般財団法人は「大学等」に該当するのでしょうか、あるいは「企業等」に該当するのでしょうか。

【4-07】＜委託研究＞公募要領の委託研究契約締結に係る留意事項では、「最初 2 年間で契約となり、その後、1 年ごとに更新」となっています。この場合、研究期間全体の毎年の予定金額が最初に示されるのでしょうか。それとも、最初の 2 年間の金額のみ示される形でしょうか。

【4-08】サブテマリーダー（研究分担者）が研究代表機関に所属している場合はどのような締結形態になりますか。

【4-09】＜委託研究＞研究機関が直接経費により物品等を取得した際の所有権はどうなるのですか。

【4-10】＜委託研究＞ポスドク等の研究者の人件費について、申告したエフォート率が人件費の積算根拠になるとはどういうことですか。

【4-11】＜委託研究＞例えば環境問題対応型研究だと、研究開発費の支援規模として「4,000 万円以内」とありますが、この額は研究期間全体又は 1 年当たりの額のどちらでしょうか。

【4-12】＜委託研究＞推進費において、研究の一部を他機関に外注することは可能でしょうか。

【4-13】＜補助事業＞補助金に関して、自己負担分を対象経費以外に使うことはできますか。

【4-14】物品のリース料はどのように積算すればよいですか。

5. その他

【5-01】推進費でどのような研究が行われているのか確認したいのですが。

【5-02】中間評価はいつ、何回実施するのですか。

【5-03】事後評価はいつ実施するのですか。

【5-04】PO の選定は、研究分野に最も近い方が担当として選ばれるという認識で良いですか。

【5-05】研究で作成したプログラムやシステム等に関する所有権はどこに帰属となりますか。また、研究の過程で特許の出願が可能になった場合、研究に関わる複数機関で合同の特許取得を目指して出願することも可能でしょうか。

【5-06】『環境問題対応型研究（技術実証型）は、技術開発成果の社会実装を進めるため、当該技術の実用可能性の検証を行う課題となります。』とありますが、本推進費の支援を受けて開発した技術や設備は課題研究終了後の使用も可能ですか。

1. 公募全般について

【1-01】 研究領域はどのように決まりますか。

応募の際にご自身の研究提案に該当する重点課題を選択いただきます（重点課題の内容は公募要領の別添資料 1 をご参照ください。）。選択した重点課題に対応する研究領域が、ご自身の研究課題の研究領域となります。

[トップページに戻る](#)

【1-02】 申請に当たって英語は使用可能でしょうか。

申請書作成、ヒアリング対応、報告書作成等は日本語で実施していただきます。

[トップページに戻る](#)

【1-03】 民間企業や NPO 法人が応募することは可能ですか。

応募要件を満たしていれば応募可能です（応募要件の詳細は公募要領をご参照ください。）。なお、業務内容等の確認のため、法人登記簿抄本等の資料を追加提出していただく場合があります。

[トップページに戻る](#)

【1-04】 応募の際、e-Rad への登録は必要ですか。

研究代表者及び研究分担者が所属する研究機関が、応募時までに e-Rad に登録されていることが必要となります。また、研究課題に応募する研究代表者及び研究分担者は、研究者情報を登録し、e-Rad のログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

[トップページに戻る](#)

【1-05】 研究代表者及び研究分担者が所属する研究機関について、「研究に関する業務を行うもの」とありますが、業務の一部として研究が含まれている場合でも大丈夫でしょうか。

研究代表者及び研究分担者の要件の一つが「法律に基づき直接設立された法人、民間企業の研究所、その他の団体等、日本の法人格を有しているものであって、研究に関する業務を行うもの」となっているため、業務の一部で研究を行っている場合でも応募できます。

[トップページに戻る](#)

【1-06】 同時に複数枠への応募は可能ですか。（例、若手枠とミディアムファンディング枠など）

研究代表者として同時に応募できる課題は、推進費全体で 1 件のみとなっております。なお、研究代表者として応募するもの以外の研究課題に、研究分担者等として参画することは可能です。

[トップページに戻る](#)

【1-07】 他のファンドで開発を予定しています。この開発評価、社会実装を加速させる観点で推進費を申請することは可能ですか。

可能ですが、他の競争的研究費で実施している研究と同じ内容の申請をすることはできません。申請に

あたっては相違点についてしっかりと明記していただくようお願いいたします。

[トップページに戻る](#)

【1-08】テーマが異なっていれば他の競争的研究費と同時期の応募は可能ですか。

類似の研究に対して複数の競争的研究費による支援はできませんが、その点を認識した上で異なるテーマにて応募することは可能です。なお、推進費への応募後、当該応募に係る研究課題と内容が類似する研究課題が、他の競争的研究費等の助成対象となった場合は、直ちに ERCA にご連絡いただく必要があります。

[トップページに戻る](#)

【1-09】環境問題対応型研究（一般課題）や環境問題対応型研究（技術実証型）の研究開発を経ずに次世代事業へ申請することは可能ですか。

可能です。次世代事業への応募に必要な条件につきましては公募要領をご確認ください。

[トップページに戻る](#)

【1-10】プレ審査とは何ですか。また、審査には環境省が参加するのでしょうか。

プレ審査は、第一次審査（書面評価）に先立ち、応募要件を満たしているかをチェックする審査となります。なお、環境省担当者は第二次審査（ヒアリング評価）に参加します。

[トップページに戻る](#)

【1-11】戦略的研究開発の課題にも関心があります。テーマリーダーに連絡をとっても構わないでしょうか。

テーマリーダーへの連絡は環境省を経由して行います。まずは公募要領別添資料に記載の担当課室へご連絡ください。

[トップページに戻る](#)

【1-12】翌年度も継続予定の課題の研究代表者が、戦略プロジェクトのサブテーマのリーダーとして公募することはできますか。

可能です。

[トップページに戻る](#)

【1-13】申請時の所属機関と研究開始時の研究機関が異なる研究者に関しては、どちらの機関において承認を得る必要がありますか。

推進費に応募することについて、申請時の所属機関及び研究開始時の研究機関に承認を得てください。また、必要に応じて雇用予定証明書の送付を求める場合がございます。なお、審査の過程で研究代表者及びサブテーマリーダーに係る所属研究機関等の承認書（ERCA 指定様式）のご提出をお願いする場合があります。

[トップページに戻る](#)

【1-14】 人文・社会科学系の応募は可能ですか。

可能です。推進費では、人文・社会科学を含む複数領域にわたる領域融合的な研究課題や、従来、環境分野として捉えられてきたテーマを超えた政策課題の解決にも貢献するような研究課題も求めています。

[トップページに戻る](#)

【1-15】 所属機関の承認書、研究参画に係る承諾・承認書等の提出は必要ですか。

所属機関等の承認については e-Rad の個別項目に入力していただき、審査の過程で研究代表者及びサブテマリーダーに係る所属研究機関等の承認書（ERCA 指定様式）のご提出をお願いする場合があります。

なお、契約事務に関するトラブルを避けるため、研究代表者及び研究分担者のうちサブテマリーダーは、あらかじめ次の①及び②の事項について、各所属研究機関の長及び契約事務担当者から承認を得た上で、申請してください。

- ① 研究期間にわたり、応募に係る研究課題を所属する研究機関等の業務（公務等）として行う。
- ② 研究機関等の経理担当部局が研究費の管理を行う。

[トップページに戻る](#)

【1-16】 環境問題対応型研究の中には一般課題の他に、技術実証型、ミディアムファンディング枠がありますが、それぞれ該当する申請書はどれでしょうか。

環境問題対応型研究については、一般課題、技術実証型及びミディアムファンディング枠の 3 つの公募区分があります。

一般課題及びミディアムファンディング枠は「ファイル名：令和 8(2026)年度環境研究総合推進費申請書【委託費(環境問題対応型研究)】」の申請書を、技術実証型は「ファイル名：令和 8(2026)年度環境研究総合推進費申請書【委託費(環境問題対応型研究-技術実証型課題-)】」の申請書を使用してください。

[トップページに戻る](#)

【1-17】 ミディアムファンディング枠は各年度の応募額が 2,000 万円以下であれば自動でミディアムファンディング枠となるという理解でよいですか。

いいえ、申請書で選択していただいた公募区分で審査を行います。事務局による公募区分の修正は行いませんので、すべての年度で経費の合計が 2,000 万円以下の場合はミディアムファンディング枠を選択していただくようご注意ください。

[トップページに戻る](#)

【1-18】 環境問題対応型研究（技術実証型）もミディアムファンディング枠での申請は可能ですか。

いいえ、技術実証型は、すべての年度で経費の合計が 2,000 万円以下であっても、ミディアムファンディング枠での応募はできません。ミディアムファンディング枠が適用される公募区分は、環境問題対応型研究の一般課題のみとなります。

【1-19】 枠ごとに年間支援上限額が明示されていますが、下限額は設定されていますか。

委託費の公募区分については特に下限額は設けておりません。

補助金である次世代事業については、補助対象経費の額が 500 万円/年に満たない場合は、交付決定の対象にはなりません。

【1-20】 複数年契約（基本 2 年）となっていますが、単年度の申請も可能ですか。必ず複数年とする必要がありますか。

研究期間が単年度の申請も可能です。その場合は単年度契約となります。

【1-21】 現在、研究機関と雇用関係にありません。申請は可能ですか。

研究開始時点で所属機関との雇用契約が担保できれば申請可能です。雇用予定証明書のご提出を求める場合がございます。

2. 研究体制について

【2-01】 海外の研究機関との共同研究はできますか。

研究協力者としての参画は可能です。研究代表者、研究分担者は国内の研究機関に所属していることが要件となります。

[トップページに戻る](#)

【2-02】 本事業に採択された場合、その経費で本業務に従事する研究者を新たに採用することを考えています。現時点では採択も不明なため、採用者は未定ですが、採用された場合、研究分担者になると考えられます。そのような場合、研究計画書または組織として、どのように記載しておけばよいのでしょうか。

申請時点で研究分担者が確定していない場合は申請書の研究組織において、「2 名雇用予定」等として記載してください。なお、研究開始後に研究分担者が確定した際に、研究分担者の追加に係る手続きを行ってください。

[トップページに戻る](#)

【2-03】 1つの機関で申請しても構いませんか。

構いません。

[トップページに戻る](#)

【2-04】 同じ研究機関から複数の応募をすることはできますか。

研究代表者及び研究内容が異なっている場合には、同じ研究機関から複数の応募をいただいて問題ありません。

[トップページに戻る](#)

【2-05】 現在推進費研究で研究分担者となっている研究者が応募することは可能ですか。

適切なエフォート率を確保した上で、研究代表者と研究分担者の兼任、複数の研究分担者の兼任は可能です。ただし、研究代表者になれるのは1課題までとなります。

[トップページに戻る](#)

【2-06】 複数のサブテーマを必ず設定しなければならないのでしょうか。

複数のサブテーマを設定せずに応募いただくことも可能です。

ただし、1つのサブテーマ内に複数のグループを設ける場合は責任や役割が不明確にならないようご留意ください。

[トップページに戻る](#)

【2-07】サブテーマを2つ以上設定する場合には、研究代表者がいずれかのサブテーマリーダーを兼任するのでしょうか。

研究代表者は、いずれかのサブテーマの代表者（サブテーマリーダー）のうち1人が就任し、研究課題全体の総責任者となります。このため、研究代表者は、必ずいずれかのサブテーマの代表者（サブテーマリーダー）を兼任することになります。

[トップページに戻る](#)

【2-08】サブテーマはいくつまで設定することができますか。また、研究分担者は何人まで増やして良いのでしょうか。

サブテーマの設定や研究分担者の人数に制限はありません。ただし、研究体制は審査の対象となりますので、研究目的の達成上、適切なサブテーマ数と人員を設定してください。

[トップページに戻る](#)

【2-09】サブテーマを設定する際に気を付けることはありますか。

サブテーマ数あるいは参画研究機関数に上限はありませんが、多過ぎる場合は研究代表者が責任をもって管理できなくなるとともに、研究資金の細分化により研究の実施が非効率になる可能性がありますので、研究目標の達成上欠かせないサブテーマ数に限定してください。他方、一つのサブテーマ内に複数のグループを設けて多岐にわたる研究を実施することによって、責任や役割が不明確となる場合は、複数のサブテーマを設けて研究を実施してください。

[トップページに戻る](#)

【2-10】同じ大学で研究チームを作る場合、研究代表者が行う研究以外にサブテーマを設定することができますか。

同一機関内で複数のサブテーマを設定することも可能です。

[トップページに戻る](#)

【2-11】戦略的研究課題のサブテーマでも複数機関の参画は可能ですか。その場合は、全ての分担機関で共同実施契約を結ぶ必要がありますか。

必要な場合には複数機関の参画は可能です。また、その場合はテーマリーダーの所属機関、サブテーマに参画する全ての機関を含む複数者間の共同実施契約を締結する必要があります。

[トップページに戻る](#)

3. 重点課題・行政要請研究テーマ（行政ニーズ）について

【3-01】重点課題と行政要請研究テーマ（行政ニーズ）は必ず選択しなければならないのでしょうか。

申請書において重点課題は選択必須ですが、行政要請研究テーマ（行政ニーズ）は任意の選択となります。

[トップページに戻る](#)

【3-02】重点課題を複数選択することはできますか。また、申請書にはどの様に記載すればよいですか。

重点課題は「主」、「副」の2つまで選択することが可能です。より重視する重点課題を「主」として選択してください。なお、研究領域は「主」とした重点課題に対応する研究領域を選択していただきます。審査は研究領域ごとに設置された研究部会にて実施されます。

[トップページに戻る](#)

【3-03】行政要請研究テーマ（行政ニーズ）について詳しく知りたい場合、環境省のどこに連絡すればよいですか。また、行政推薦はどのような仕組みですか。

環境省の連絡先は大臣官房総合政策課環境研究技術室です。行政推薦は、申請された研究課題の中から環境省の各担当課室において、推薦する課題を選定するもので、行政推薦された課題については、審査において加点要素となります。

[トップページに戻る](#)

【3-04】行政推薦について、行政要請研究テーマ（行政ニーズ）に合致している場合のみ推薦されるのですか。

行政要請研究テーマ（行政ニーズ）に適合するとして環境省より推薦された研究課題は、研究開発の必要性（環境行政上の意義）の観点から審査において高く評価されますが、行政要請研究テーマ（行政ニーズ）に合致していなくても、環境省の担当課室が実施すべきと考える課題は、行政推薦がつくことがあります。

[トップページに戻る](#)

4. 契約・経費について

【4-01】 聴講のみの学会参加費の計上はできませんか。

当該研究の情報収集のための関連学会であれば計上可能です。

[トップページに戻る](#)

【4-02】 採択時の予算額の提示後にも金額は変更されるでしょうか。

中間評価や国の予算状況等により、提示後にも研究経費を変更する場合があります。

[トップページに戻る](#)

【4-03】 私立大学で、人件費を支払うことは可能ですか。また民間企業では可能ですか。

いずれも可能です。

[トップページに戻る](#)

【4-04】 人件費の割合が何%以下でないといけないという基準はありますか。

基準は設けていませんが、経費の妥当性も審査項目になっており、内容と照らして人件費が多過ぎる場合はマイナス評価につながりますのでご注意ください。

[トップページに戻る](#)

【4-05】 ポスドクを雇うことは可能ですか。

可能です。

[トップページに戻る](#)

【4-06】 一般財団法人は「大学等」に該当するのでしょうか、あるいは「企業等」に該当するのでしょうか。

一般財団法人、一般社団法人等については公的性格を有する機関であれば「大学等」に該当します。判断にあたって法令、組織定款及び活動状況等を確認させていただきますので、採択後は ERCA までご相談ください。

[トップページに戻る](#)

【4-07】 <委託研究> 公募要領の委託研究契約締結に係る留意事項では、「最初2年間での契約となり、その後、1年ごとに更新」となっています。この場合、研究期間全体の毎年の予定金額が最初に示されるのでしょうか。それとも、最初の2年間の金額のみ示される形でしょうか。

採択に至った場合、採択通知において全期間の研究経費上限額を ERCA が内示し、それを元に研究機関で研究計画書を作成いただき、2年間の複数年契約を行います（その後は1年ごとに更新）。ただし、最初に内示した研究経費上限額は、政府予算額、研究計画内容の変更、中間評価の結果等により変更する可能性があります。

[トップページに戻る](#)

【4-08】サブテマリーダー（研究分担者）が研究代表機関に所属している場合はどのような締結形態になりますか。

ERCA は研究代表者が所属する研究代表機関との間で委託研究契約を締結します。

共同実施機関は研究代表機関と共同実施契約を締結していただくこととなりますが、サブテマリーダー（研究分担者）の所属する共同実施機関が研究代表機関と同じ場合は、必ずしも共同実施契約を締結する必要はありません。

ただし、会計上はサブテマ毎、機関毎に研究費を分けて収支を管理していただく必要があります。

[トップページに戻る](#)

【4-09】＜委託研究＞研究機関が直接経費により物品等を取得した際の所有権はどうなるのですか。

大学等の場合は研究機関に帰属します。

民間等の場合は ERCA に帰属し、研究期間中は ERCA から研究機関に無償貸与となります。研究終了後は有償貸与（固定資産税額相当分）し、減価償却が終了した後に有償譲渡となります。

[トップページに戻る](#)

【4-10】＜委託研究＞ポスドク等の研究者の人件費について、申告したエフォート率が人件費の積算根拠になるとはどういうことですか。

エフォート率により、人件費のうちの推進費が支払える割合を決定するということです。エフォート率 100% の場合は、全て推進費で支払うことができます。

[トップページに戻る](#)

【4-11】＜委託研究＞例えば環境問題対応型研究だと、研究開発費の支援規模として「4,000 万円以内」とありますが、この額は研究期間全体又は 1 年当たりの額のどちらでしょうか。

1 年当たりの額となります。

[トップページに戻る](#)

【4-12】＜委託研究＞推進費において、研究の一部を他機関に外注することは可能でしょうか。

可能です。ただし、原則、直接経費の総額の 1/2 を超える額を計上することや、研究代表機関・共同実施機関が実施すべき本質的な業務を外注することはできません。

[トップページに戻る](#)

【4-13】＜補助事業＞補助金に関して、自己負担分を対象経費以外に使うことはできますか。

補助対象経費の 1/2 の額に補助金を充当しますので、残りの半分（いわゆる補助裏分）は自己負担していただきます。自己負担分を補助対象以外の経費に使用する場合は、補助金を充てることができませんので、全額自己負担となります。

[トップページに戻る](#)

【4-14】物品のリース料はどのように積算すればよいですか。

法定耐用年数等の合理的基準に基づいてリース期間を設定した上で、委託研究の実施期間内におけ

る当該物品の使用期間に発生した分のリース料のみを委託費の対象経費とします（研究期間をリース期間とすることはできません。）。

[トップページに戻る](#)

5. その他

【5-01】 推進費でどのような研究が行われているのか確認したいのですが。

推進費ウェブサイトの「研究課題データベース」で、これまでに実施した、また現在実施中の研究の概要を公表しています。

https://www.erca.go.jp/suishinhi/seika/db/search.php?research_status=ing

[トップページに戻る](#)

【5-02】 中間評価はいつ、何回実施するのですか。

研究期間が3年以上の課題について、中間年度目に1回（毎年度夏頃）実施します。

中間研究成果報告書等を活用し、書面またはヒアリングによる審査を行います。

[トップページに戻る](#)

【5-03】 事後評価はいつ実施するのですか。

研究が終了した翌年度の夏頃に実施します。終了研究成果報告書等を活用し、書面またはヒアリングによる審査を行います。

[トップページに戻る](#)

【5-04】 PO の選定は、研究分野に最も近い方が担当として選ばれるという認識で良いですか。

その通りです。採択決定後に11名（2025年4月時点）のPOの中から専門分野を考慮して配置しています。

[トップページに戻る](#)

【5-05】 研究で作成したプログラムやシステム等に関する所有権はこの帰属となりますか。また、研究の過程で特許の出願が可能になった場合、研究に関わる複数機関で合同の特許取得を目指して出願することも可能でしょうか。

知的財産は受託契約に基づき、受託者に帰属させることができますこととしています。複数機関で、合同で特許を取得いただくことも可能です。

[トップページに戻る](#)

【5-06】 『環境問題対応型研究（技術実証型）は、技術開発成果の社会実装を進めるため、当該技術の実用可能性の検証を行う課題となります。』とありますが、本推進費の支援を受けて開発した技術や設備は課題研究終了後の使用も可能ですか。

環境問題対応型研究（技術実証型）（※委託研究）の場合は、開発した技術や設備については、研究終了後も使用可能です。

なお、ERCAは、特許権等の研究開発の成果を譲り受けないことができます（産業技術力強化法第17条第1項、第2項及びコンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条第1項、第2項）。ただし、創出された発明等やその権利状況を遅滞なくERCAに報告することが条件となります。

また、受託者が ERCA に納入する成果物に、受託者又は第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合、受託者は当該著作物等の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとします。その他の知的財産権の扱いについては、個別に契約で定めることとします。

また、取得した資産（取得金額が 50 万円以上、耐用年数 1 年以上）については、資産を取得した研究機関が大学等の場合は研究機関に帰属しますが、企業等の場合は ERCA へ帰属することとなり、研究期間中は無償貸付、期間終了後耐用年数期間は、有償貸付、その後買取の扱いとなります。

なお、ERCA の研究費において開発された技術についてはその普及に努めてください。

[トップページに戻る](#)